

○加賀市就学援助費支給要綱

〔平成24年3月30日〕
教育委員会告示第8号

(目的)

第1条 この告示は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため就学援助費を支給し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助費の支給を受けることができる者は、加賀市内の小学校に在籍する児童又は中学校に在籍する生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 要保護に準ずる程度に困窮していると認められるもので、前年度又は当該年度において次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 生活保護法第26条の規定に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
 - イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295号第1項の規定に基づく市町村民税の非課税の者
 - ウ 地方税法第323号の規定に基づく市町村民税の減免を受けている者
 - エ 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免を受けている者
 - オ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免を受けている者
 - カ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条又は第90条の規定に基づく国民年金の保険料の納付を免除されている者
 - キ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けている者
 - ク 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給を受けている者
 - ケ 生活福祉資金による貸付けを受けている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、加賀市教育委員会(以下「教育委員会」)が特に就学援助費の支給が必要と認める者

(就学援助費の種類)

第3条 就学援助費の種類は、次に掲げるものとする。ただし、第2条第1号に規定する者に係る就学援助費は、第4号のみとする。

- (1) 学用品等購入費
- (2) 新入学児童生徒学用品費等
- (3) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
- (4) 修学旅行費
- (5) 通学費
- (6) 体育実技用具費
- (7) 学校給食費
- (8) 医療費(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条第5号に規定する疾病に限る。)

(申請)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度、教育委員会が指定する期日までに、別に定める申請書を当該児童又は生徒が在籍する学校の学校長(以下「学校長」という。)を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、転入その他特別な理由により年度途中において支給が必要な場合は、その都度申請することができるものとする。

(支給認定)

第5条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支給の認定の可否を決定する。

- 2 前項の規定する認定にあたって、福祉事務所、税務担当課その他関係機関に当該認定に係る参考となる資料の閲覧、提出その他の協力を求めることができる。
- 3 教育委員会は、第1項に規定する決定をしたときは、別に定める様式により申請者へ通知するとともに、学校長にも通知するものとする。

(支給期間)

第6条 就学援助費の支給の認定を受けた者(以下「認定者」という。)が就学援助費の支給を受けることができる期間は、教育委員会が別に定める。

(支給額)

第7条 就学援助費の支給金の額は、毎年度、予算の範囲内で教育委員会が別に定める。

(支給の方法)

第8条 就学援助費の支給は、認定者の指定する口座に振り込むことにより支給するものとする。

ただし、認定者に学校納付金の未納がある場合は、学校長の口座に振り込むことにより支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第8号の医療費の支給については、医療機関等に直接支払うものとする。

(異動報告)

第9条 認定者は、年度途中で生活形態に異動があった場合は、学校長を経由して教育委員会にその旨を報告しなければならない。

(目的外の禁止)

第10条 認定者は、第3条第1項各号に掲げるものの支払い以外に支給金を使用してはならない。

(支給認定の取消し)

第11条 教育委員会は、認定者が前条の規定に違反したとき、就学援助費の支給を必要としなくなったとき、又は虚偽その他不正の申請をしたときは、就学援助費の支給の認定を取り消すことができる。

(返還)

第12条 教育委員会は、前条の規定により就学援助費の支給の認定を取り消したときは、すでに支給した支給金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成24年度分の就学援助費の支給から適用する。